

様式第 1 号（第 5 条関係）

会議開催のお知らせ

平成 21 年度第 1 回佐伯市歴史的環境保存審議会を、次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

平成 22 年 3 月 日

1 開催の日時

平成 22 年 3 月 29 日（月） 10 時 00 分から 11 時 00 分まで

2 開催の場所

所在地 佐伯市中村東町 6 番 9 号

会場名 佐伯市教育市民ホールまな美 第 1 市民活動室

3 議題について

街なみ環境整備事業

・道路美化

市道神護寺通り線・市道馬場新町線・広小路山手線・山手東常盤線、後田線、北町線、片町線

・地区施設整備

旧山中邸整備・旧秋山家

・修景施設整備

民間住宅補助金

まちづくり交付金事業

・道路美化・街路整備

修景施設整備民間住宅補助の報告事項

4 会議の公開又は非公開（一部公開を含む。）の別
公開

5 傍聴者の定員（非公開の場合はこの欄は削除する。）
9 人

6 傍聴手続（非公開の場合はこの欄を削除する。）

（ 1 ） 傍聴を御希望の方は、上記の開催予定時刻までに、会場にお越しください。会場
場で受付いたしますので、氏名と住所を御記入願います。

（ 2 ） 受付開始時間は、10 時 00 分からです。

（ 3 ） 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので御了承ください。

7 問い合わせ先

担当課 教育委員会 文化振興課 文化財係

電話番号 22 - 4234（直通）

様式第2号(第10条関係)

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称 佐伯市歴史的環境保存審議会
- 2 開催日時 平成22年3月29日(月)
- 3 開催場所 佐伯教育市民ホール「まな美」第1市民活動室
- 4 出席者
矢野委員、兒玉委員、清家委員、北口委員、北村委員、小林委員、佐藤委員、鳥生委員、長谷委員、真柴委員、松本委員、吉良委員 以上審議会委員 12名
都市計画課 藤田係長、飛田副主幹
建設課 津田主任
教育委員会 江藤教育次長、竹中課長、今山係長、吉武副主幹、坪矢主任
以上事務局 8名
- 5 公開、非公開の別 公開
- 6 傍聴人数 1人
- 7 議題及び結果
1, 平成21年度街なみ環境整備事業
・道路美装化
市道神護寺通り線・市道馬場新町線・広小路山手線・山手東常盤線、後田線、北町線、片町線
・地区施設整備
旧山中邸整備・旧秋山家
・修景施設整備
民間住宅補助金
まちづくり交付金事業
・道路美装化・街路整備
修景施設整備民間住宅補助の報告事項
- 8 審議の内容
・市道神護寺通り線・市道馬場新町線・市道広小路山手線・山手東常盤線後田線、北町線、片町線美装化について
地区施設整備 旧山中邸整備・旧秋山家

- ・ 修景施設整備 民間住宅補助金
まちづくり交付金事業
- ・ 道路美装化・街路整備
修景施設整備民間住宅補助の報告事項
資料に沿って事業内容について一括にて説明 質疑応答

9 会議の資料名一覧

- ・ 会議次第、街なみ環境整備事業
- ・ 道路美装化
市道神護寺通り線・市道馬場新町線・広小路山手線・山手東常盤線、後田線、北町線、片町線
- ・ 地区施設整備
旧山中邸整備・旧秋山家
- ・ 修景施設整備
民間住宅補助金
まちづくり交付金事業
- ・ 道路美装化・街路整備
修景施設整備民間住宅補助の報告事項
審議会委員名簿、
平成21年度歴史的環境保存整備事業について（現状変更届）、佐伯市歴史的環境保存条例、佐伯市歴史的環境保存条例施行規則、佐伯市歴史的環境保存地区の指定等について

10 問い合わせ先

担当課	教育委員会 文化振興課 文化財係
電話番号	22 - 4234（直通）

様式第3号(第11条関係)

審議会等調書

名称			
設置目的			
設置根拠等			
設置年月日	年 月 日	委員数	人
審議事項等			
事務局担当課名	電話番号	内線	
備考			

別紙 1

傍 聴 希 望 者 受 付 簿

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

(審 議 会 等 の 名 称) 佐 伯 市 歴 史 的 環 境 保 存 審 議 会

氏 名	住 所

傍 聴 要 領

(審議会等の名称) 佐伯市歴史的環境保存審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会等の長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので定員になり次第受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴をするに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。